

# 市税は期限内に

## 納付をしましょう

市税などには、それぞれ納期限が決められています。納期限までに完納されない場合は、督促状を発送し、その後も納付がない場合は差し押さえなどの滞納処分を行います。  
また、納期限を過ぎると、延滞金の納付義務が発生します。

### 督促などに応じないと滞納処分に

督促や催告などに応じず、納付がない滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するため、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。差し押さえた動産や不動産は、インターネットオークションなどを利用して公売を行います。滞納市税に充てています。

あなたに合わせた納付方法が選べます

- ▷府中市が指定する金融機関
- ▷全国の主なコンビニエンスストア

24時間いつでも納付できます

- ▷PayPay
- ▷PayB

今年度から

- ▷納付忘れのない口座振替も！

詳しい納付方法はコチラ



差し押さえの対象となる財産

給与・年金・預貯金・生命保険契約解約返戻金などの債権、美術工芸品や自動車などの動産、不動産など

### 納付が困難な場合は、早めの相談を

やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、未納のまま放置せず、早めに税務課へ相談してください。

### 12月は国民健康保険税の滞納整理強化期間です

国民健康保険税は、病气やけがをしたときに、互いに助け合うための国民健康保険を支える大切な財源になります。期間中は、国民健康保険税などの滞納がある世帯を訪問するなどして滞納整理を強化します。

問い合わせ先 税務課  
(☎43-7122)

### 家屋を取り壊したら届け出を忘れずに

12月末までに住宅や倉庫などの家屋を全部または一部取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に電話などで連絡してください。滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。

滅失登記を行っていない場合、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

また、住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

### 税の特例措置があります

新型コロナウイルスの影響により、2月～10月の間で任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している場合に、税の特例措置を受けられる場合があります。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

対象 中小事業者など

対象税目 事業用家屋・償却資産の固定資産税・都市計画税

### 償却資産の申告は1月25日(月)までに

令和3年1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産を毎年申告する必要があります。

申告期限は令和3年2月1日(月)までですが、なるべく令和3年1月25日(月)までに申告してください。

土地や家屋に設置した太陽光発電設備も申告が必要な場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

申告・問い合わせ先 税務課 (☎43-7125)  
または上下支所総務係 (☎62-2111)

償却資産とは…個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、事業に用いている機械、器具などの資産のことです。